

働きやすい職場づくりを応援します！

中小企業者の方

墨田区人材確保・定着支援補助金

就業規則の整備

上限 **10万円**



働きやすい職場づくり

上限 **100万円**

区内中小企業が、就業規則を整備した上で、社員にとって働きやすい職場づくりに取り組む場合、経費の一部を補助します。

※就業規則の整備のみを行う場合は、「墨田区就業規則整備補助金」の活用をご検討ください。



対象 経費

■就業規則の作成、見直しまたは確認に要する経費

…1/2 補助・上限 10 万円

■就業規則に基づいて行う、働きやすい職場環境整備に要する経費

…1/2 補助・上限 100 万円

※顧問契約料等は対象外です。

※交付決定日以降～令和 9 年 2 月 26 日（金）までに納品・支払い・実績報告が完了する経費が対象です。交付決定日より前に開始した事業（工事等の契約行為を含む）は対象になりません。

申請

令和 8 年 12 月 21 日(月)までに持参または郵送(必着)

※予算に達した時点で申請受付を終了します。

※申請を検討される場合は、対象経費等の要件を確認するため、事前にお問い合わせください。

※補助金の申請には、すみだビジネスサポートセンターで相談の上、事業計画書の作成が必要です。

問合せ

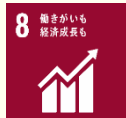
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号（区役所 14 階）

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当

☎ 03-5608-6185(直通)

MAIL: KEIEI@city.sumida.lg.jp

※詳しくは区ホームページから募集要項をご確認ください。→



墨田区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 墨田区内に1年以上主たる事業所を有すること。(※本店登記地及び事業の実態が区内にあること。)
- (3) 法人住民税（個人事業者は特別区民税）を滞納していないこと。
- (4) 区内の事業所で働きやすい環境づくり事業を実施すること。
- (5) 常時雇用する従業員が5人以上いること。（申請日時点）
- (6) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当していないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律規定する営業等を行っていないこと。
- (8) 対象の事業について、墨田区、国、東京都、他の自治体、公益財団法人東京都中小企業振興公社その他公的機関が実施する補助金・助成金等を利用していないこと。



申請書類

【共通】

- 交付申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第2号様式）
 - ・すみだビジネスサポートセンターによる確認が必要です。
- 補助対象経費にかかる見積書の写し
- 実施事業の概要がわかる資料（機器のパフレット、研修計画、工事計画等）
 - ・3～5ページ程度までとし、見やすいように簡潔にまとめてください。
- 誓約・同意書（第3号様式）

【法人】

- 履歴事項全部証明書
- 直近の法人住民税納税証明書
- 直近1期分の確定申告書及び法人事業概況説明書の写し（受信通知含む）
- 直近1期分の決算書の写し



【個人事業者】

- 墨田区で1年以上継続して事業を行うことがわかる書類（開業届の写し又は営業許可証の写し等）
- 令和7年度の個人住民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、区内事業所に係る個人住民税納税（非課税）証明書）
- 令和7年の確定申告書控の写し及び青色申告書又は収支内訳書の写し（受信通知含む）

働きやすい職場環境整備活用事例



〈事業所の環境整備〉

課題

- 休憩室がなく、自席や自宅に帰って食事をしている。
- 更衣室がなく、空きスペースで着替えている。
- トイレが男女共用である。
- トイレが和式で、衛生面の問題や利用者の身体的負担が生じている。
- 食堂の設備や内装が古く、清潔感に欠けているため使われていない。
- 会議室やフリースペースがなく、商談や社内のコミュニケーションに支障が生じている。
- 社員を増員しているが、事務スペースが足りない。

改善策

- 休憩室の整備
- 更衣室の設置
- 男女別トイレの設置、増設
- トイレの洋式化
- 食堂のリフォーム工事
- 会議室やフリースペースの整備
- 社内レイアウト改善工事



〈働き方環境整備〉

課題

- 在宅勤務者や遠隔地にいる社員が会議に参加できない。
- 紙のタイムカードを使用しており、勤怠管理に支障が生じている。
- 従業員のスキルや能力を評価し、モチベーションを高めたい。

改善策

- オンライン会議システム・機器の導入
- 勤怠管理システムの導入
- 人事評価制度の導入



〈学び環境整備〉

課題

- 社員のスキルアップを図りたい。
- 若手社員が増えたが、新人育成に課題がある。
- 業務に関係した、資格取得につながる知識を身につけさせたい。

改善策

- eラーニング、外部研修の受講
- 研修会の開催
- 資格取得に向けた講習会参加
- ※受験費用は対象外

注意事項

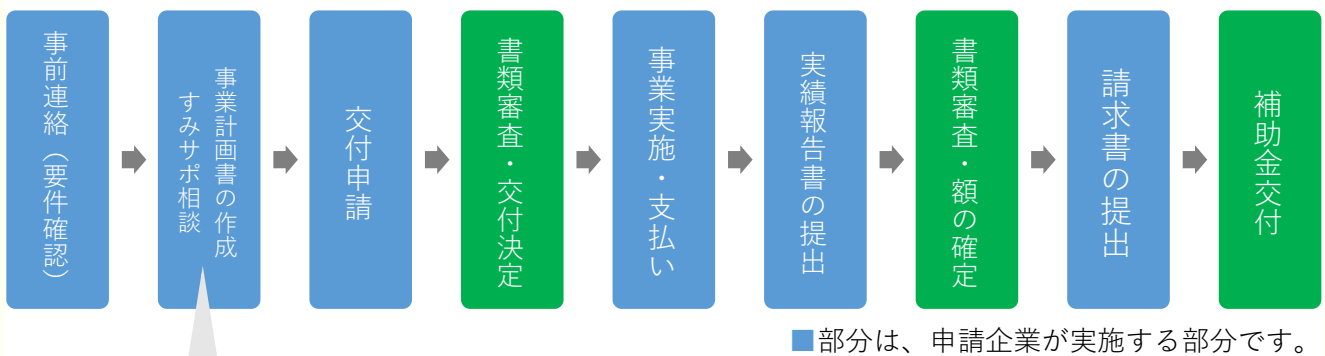
- ・就業規則の作成、見直し、確認（※）とあわせて一連の事業として実施する必要があります。
 - ・こちらの事例に該当する場合であっても、審査により、不採択となることがあります。
 - ・区予算の範囲内での補助となるため、補助金額が一部減額されることがあります。
 - ・すでに支払い済みの経費については、補助対象となりません。
 - ・申請内容は、すみだビジネスサポートセンターと共有し、相談業務に活用することがあります。
- ※すでにある就業規則に基づき、実施する場合は、実績報告時に社会保険労務士または弁護士が記載した「就業規則確認書」の提出が必要です。

Q&A

Q：対象外となる経費はどのようなものですか。	<p>A：以下の経費は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性が高いもの ・事業主の義務である事業 ・自社製品制作のための機械等の導入 ・人材の採用に係る経費（求人広告費、人材紹介手数料等） ・社員に給与等として支給される福利厚生事業 <p>※詳細はお問い合わせください。</p>
Q：過去に本補助金を活用しました。同一の取組について申請できますか。	A：同一事業での申請はできません。また、国や東京都、その他補助金などの交付を受けている場合は、補助対象となりません。
Q：就業規則がすでにあるので、見直さなくても良いですか。	A：申請は可能ですが、現在の法令に合致しているか事前にご確認をお願いします。なお、実績報告時に社会保険労務士または弁護士が記載した「就業規則確認書」を提出していただきます。
Q：ほかに使える助成金はありますか。	A：東京都や（公財）東京しごと財団等で、テレワークの推進や人材確保・定着、女性活躍推進等に係る助成事業を行っています。詳細は各助成金の事務局へお尋ねください。



事業の流れ



すみだビジネスサポートセンター（事前予約制）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20（墨田区役所 1 階）

電話：03-5608-6360（直通）

※受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

【お問合せ・提出先】

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当 電話：03-5608-6185（直通）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20（墨田区役所 14 階）

※受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日を除く）